

◆PTA細則について、先日行われましたPTA実行委員会にて承認されましたので、一部改正したことをお知らせいたします。以下、ご確認ください。

・学級PTAに関する文言の削除

現在、各学級に、保護者による学級委員という役職は存在しません。しかし、特に困り事がない点と、今後復活する可能性もないことから、会則から学級PTAに関する条文を削除しました。それに伴い、細則からも該当部分を削除しました。

・年度途中の入会、及び退会時の会費の扱いについての変更

会費の変更(年会費制にして減額する)に合わせて、年度途中の入会と、退会時の会費の扱いについて、以下の通り変更しました。

- ・年度途中の退会は会費を返金しないこととする。
- ・年度途中の入会は、年会費を徴収する。ただし、3学期以降の入会は年会費を免除する。

松沢小学校PTA細則 改正

【会則】第五章 役員・監査 第17条 実行委員会 に則り、細則を一部改正したことをお知らせいたします。

- ・ 第2条 役員・委員等選考規定 1項及び6項の一部を変更する。
- ・ 第7条 退会及び非加入 3項及び7項を変更する。

現行 松沢小学校PTA細則	改正後 松沢小学校PTA細則	備考
第2条 役員・委員等選考規定 1項. 役員・委員等を選考するに当たっては、委員・サポート委員および各学級より1名(6年生を除く)の係、担当教員による役職選考委員会をおく。 6項. サポート委員は、各学級の係を兼務し、次年度の役員・委員の選出にあたってのみ拒否権を有する。	第2条 役員・委員等選考規定 1項. 役員・委員等を選考するに当たっては、委員・サポート委員および担当教員による役職選考委員会をおく。 6項. サポート委員は、次年度の役員・委員の選出にあたってのみ拒否権を有する。	※赤字: 変更 青字: 削除 緑字: 追加
第7条 退会及び非加入 3項. 会費等の処理については、別途、会計と手続きを行う。	第7条 退会及び非加入 3項. 会員が年度途中で退会した場合、すでに納付された会費の返金は行わないものとする。 7項. 年度途中で再加入若しくは加入した場合、会費は年度単位で徴収され、残り期間に関わらず年度分全額を徴収されるものとする。ただし、3学期以降の加入は当該年度の会費の徴収を免除する。	▶ 現在、学級委員という役職は存在しないので、該当部分を削除。
		▶ 年会費制となった事と会計業務削減の為、変更しました。

◆実行委員会にて承認された議題について、ご報告いたします。

- ・今年度活動計画
- ・2024年度決算報告(※)
- ・2025年度予算案(※)
- ・会費について、会則の変更(※)、細則の変更及び追加。
- ・2026年度の役員のうち、副会長を1名増員する。
- ・PTA学級委員について、会則の削除(※)、細則の一部削除。
- ・サークル規約の文言修正(運営自体に変更なし)
- ・ペーパーレス化の推進
 1. 駐輪許可証の申請を、PTAホームページから受け付け出来るようにする。
 2. 世小Pだよりのすぐーる配信、またホームページに掲載し、常時閲覧できるようにする。

◆その他の議題

・校外委員より、ホームページに学区域および通学路においての注意箇所など、最新版の地図を掲載するのはどうか、という案が出ました。

※は、2025年度PTA総会決議案です。